

木造住宅を耐震改修される方は 事前に申請すると

上限 **155万円** もらえます



目的	木造住宅の最低限の安全性の確保を図るため、旧基準木造住宅について耐震化・減災化を促進する事業を実施する方に対して、補助するためです。		
対象住宅	昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法及び伝統構法の一戸建ての住宅、長屋、共同住宅 又は 併用住宅（住宅部分が全体の2分の1以上のものに限る。） 西尾市が実施する 無料の耐震診断 の判定値が 1.0 未満の住宅		
対象工事	(A) 耐震改修 工事費 + 工事監理費 + 耐震補強 設計費 (精密診断法による場合を除く)	対象住宅の判定値を 1.0 以上かつ 0.3 加算した数値以上 とする 耐震改修 工事（増築を伴うものを含まず。） 注）1つの敷地で受けられる耐震改修費補助は、1回限りです。 ※ 瓦屋根の耐風改修補助（屋根の全面葺き替え・補助額最大 552,000 円）は、一緒に受けることができます。その場合、屋根の工事費を耐震改修工事費に含むことはできません。	
	(B) 精密診断法による耐震補強設計費	精密診断法※1による耐震補強設計費 ※1(一財)日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得したコンピュータソフトの精密診断法による木造住宅の診断プログラムその他、愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金交付要綱で知事が認めるプログラムを利用して行う設計 注) 一般診断法による耐震補強設計費は対象外となります。精密診断法の取扱いの有無は、依頼される業者へご確認ください。	
補助の額	(A) : 上限 135 万円 (B) : 3分の2の額で、上限 20 万円	それぞれ合算して 上限 155 万円 (千円未満切捨て)	代理受領制度を活用できます。 (耐震補強設計単独受領は除く。)

